2 基本的な考え方

昭和46(1971)年に策定した本市の最初の基本構想・長期計画において、「市民自治」を計画の原理として以来、これを本市の市政運営の基本原則として位置付け、現在に至るまで継承している。本調整計画の前提となる第六期長期計画では、本市で培われてきた市民自治の伝統を継承していくことを確認し、これをさらに発展させていくための4つの原則を掲げ、長期計画における基本的な考え方としている。本調整計画においても、この基本的な考え方を継承する。

なお、この原則は、自治基本条例*にも継承され、本市における自治の基本原則として本条例 の第3条に規定されている。

(1)計画に基づく市政運営

本市の将来を見通した計画的な市政運営を行うことを原則とする。長期計画をはじめとして、個別計画を含め、本市の計画は、市民や多くの関係者の意見を反映させて強い規範性を持つ計画として策定する。長期計画は、各分野の個別計画との整合性を確保しつつ、市政全体を俯瞰したうえで、財政計画に基づき、総合的な見地から、市政の向かう大きな方向性を明らかにし、優先化・重点化すべき政策を明示する。

(2)情報共有の原則

市政への市民参加を推進していくために、行政の公正性と透明性を確保し、市政情報の積極的な共有を推進していくことを原則とする。市民自治の重要な要素である市民参加は、様々な情報が適切に市民に伝わって初めて成し得るものであり、その前提となるのが市民との情報共有・市民への情報提供である。

(3) 市民参加の原則

市政全般にわたって、市民自治の原点とも言える市民参加を推進していくことを原則とする。市は、様々な立場にある市民からの意見を積極的に把握し、適切に市政に反映するよう努める。そのために、市は市民参加の機会を整備するとともに、より進んだ市民参加のあり方について、市民の意見を踏まえて追求していく。

(4)協働の原則

市政運営においては、市民自治のさらなる発展へとつながる協働の取組みを推進していくことを 原則とする。多様化する公共的な課題への対応には、従来の行政サービスだけでは十分に対応 することができないことも多くなっている。市民、市民活動団体、企業等の多様な主体と行政とが、 課題意識とまちを良くしていこうという意識を共有し、対等の立場で各々の強みを生かしながら協 働していくことが、豊かな地域社会の創造へとつながっていく。